

## 事務費所得階層別区分表

(令和 6年 11月 改定)

階層 区分	対象収入による階層区分	事務費	生活費(月額)		管理費	利用料総額	
			5月～9月	10月～4月		5月～9月	10月～4月
1	1,500,000円以下	10,000	48,760	57,980	5,430	64,190	73,410
2	1,500,001～ 1,600,000円	13,000	48,760	57,980	5,430	67,190	76,410
3	1,600,001～ 1,700,000円	16,000	48,760	57,980	5,430	70,190	79,410
4	1,700,001～ 1,800,000円	19,000	48,760	57,980	5,430	73,190	82,410
5	1,800,001～ 1,900,000円	22,000	48,760	57,980	5,430	76,190	85,410
6	1,900,001～ 2,000,000円	25,000	48,760	57,980	5,430	79,190	88,410
7	2,000,001～ 2,100,000円	30,000	48,760	57,980	5,430	84,190	93,410
8	2,100,001～ 2,200,000円	35,000	48,760	57,980	5,430	89,190	98,410
9	2,200,001円～ 2,300,000円	40,000	48,760	57,980	5,430	94,190	103,410
10	2,300,001円～ 2,400,000円	45,000	48,760	57,980	5,430	99,190	108,410
11	2,400,001～ 2,500,000円	50,000	48,760	57,980	5,430	104,190	113,410
12	2,500,001～ 2,600,000円	57,000	48,760	57,980	5,430	111,190	120,410
13	2,600,001～ 2,700,000円	62,000	48,760	57,980	5,430	116,190	125,410
14	2,700,001円以上	62,000	48,760	57,980	5,430	116,190	125,410

(令和6年8月1日現在)

- 上記表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 上記の金額はお1人のご料金です。ご夫婦でご利用の場合は、上記の金額の2倍となりますのでご注意ください。
- ご夫婦で入居の場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1がそれぞれの個々の対象収入となります。  
また、ご夫婦の対象収入が150万以下に該当する場合は、それぞれの事務費負担額が上記表の30%減額となります。

## 事務費所得階層別区分表

(令和 6年 11月 改定)

階層 区分	対象収入による階層区分	事務費	生活費(月額)		管理費	利用料総額	
			5月～9月	10月～4月		5月～9月	10月～4月
1	1,500,000円以下	10,000	48,760	57,980	5,430	64,190	73,410
2	1,500,001～ 1,600,000円	13,000	48,760	57,980	5,430	67,190	76,410
3	1,600,001～ 1,700,000円	16,000	48,760	57,980	5,430	70,190	79,410
4	1,700,001～ 1,800,000円	19,000	48,760	57,980	5,430	73,190	82,410
5	1,800,001～ 1,900,000円	22,000	48,760	57,980	5,430	76,190	85,410
6	1,900,001～ 2,000,000円	25,000	48,760	57,980	5,430	79,190	88,410
7	2,000,001～ 2,100,000円	30,000	48,760	57,980	5,430	84,190	93,410
8	2,100,001～ 2,200,000円	35,000	48,760	57,980	5,430	89,190	98,410
9	2,200,001円～ 2,300,000円	40,200	48,760	57,980	5,430	94,390	103,610
10	2,300,001円～ 2,400,000円	40,200	48,760	57,980	5,430	94,390	103,610
11	2,400,001～ 2,500,000円	40,200	48,760	57,980	5,430	94,390	103,610
12	2,500,001円以上	40,200	48,760	57,980	5,430	94,390	103,610

(令和6年8月1日現在)

- 上記表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 上記の金額はお1人のご料金です。ご夫婦でご利用の場合は、上記の金額の2倍となりますのでご注意ください。
- ご夫婦で入居の場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1がそれぞれの個々の対象収入となります。  
また、ご夫婦の対象収入が150万以下に該当する場合は、それぞれの事務費負担額が上記表の30%減額となります。